

## 見積書の提出に関する注意事項（委託等用）

### 【見積書の提出にあたっての注意】

- ① 見積書は、見積書の提出日に持参してください。
- ② 参加者は、定刻までに来られない場合は見積書の提出をすることができません。
- ③ 代理人が見積書の提出をする場合は、必ず委任状を提出してください。
- ④ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積りした契約金額の110分の100に相当する額を記載してください。
- ⑤ 見積書の提出は、複数回行なう場合があります。（見積書を複数枚持参ください。）

### 【見積書の提出の無効】

次のいずれかの一つに該当する場合の見積書の提出は無効とします。

- ① 見積書の提出に参加する資格を有しない者が見積書の提出
- ② 委任状を持参しない代理人の見積書の提出
- ③ 見積書記載の金額・氏名、その他見積書の提出要件の記載が確認できない見積書の提出
- ④ 1人を見積者又はその代理人が、同一事項に2通以上の見積書の提出
- ⑤ 2人以上の代理をした者が見積書の提出
- ⑥ 不正行為があったと認められる見積書の提出
- ⑦ その他見積書提出に関する条件に違反した見積書の提出

### 【見積書の提出の辞退】

- ① 見積書の提出に参加する者は、見積書の提出の完了に至るまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができます。
- ② 見積書の提出に参加する者が、見積書の提出を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
  - ・ 見積書の提出執行前であっては、辞退届（任意の書式）を直接持参するか、FAX（見積書の提出執行前までに到着するものに限り）、又は郵送（見積書の提出日の前日までに到着するものに限り）してください。
  - ・ 見積書の提出執行中であっては、辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積書の提出を執行する者に直接提出してください。
- ③ 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

### 【契約にあたっての条件】

見積書採用後、契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結することはできません。

### 【前払金支払の条件】

前払金は、契約金額が250万円以上（単価契約を除く）のものに限り、契約金額の3割以内で支払います。

※ 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアルによるものとします。

★ 現場に行く場合は、契約課に申し出てください。

★ 車で来庁される方は、必ず市役所駐車場に駐車してください。

相模原市 財政局 契約課

電話 042-769-8217 FAX 042-769-5325

## 相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2 発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - （2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
  - （3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
  - （4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 3 2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

5 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 6 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 7 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。